

長時間労働是正に向けた共同宣言

少子高齢化に伴う労働人口の減少に加え、経済のグローバル化の進展、人工知能（A I）をはじめとする急速な技術革新など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しつつあります。このような中、多様な人材がより一層活躍できる環境を整備することは喫緊の課題であり、そのためには長時間労働を前提としない働き方が求められています。

「時間外労働の上限規制等に関する労使合意」や、労働政策審議会における議論を経て、2019年4月より改正労働基準法が施行され、「働き方」を見直す上で必要不可欠である「罰則付きの時間外労働の上限規制」が導入されることとなりました。

この法改正を実効性のあるものとするためには、従来の企業労使の取組だけでなく、「長時間労働是正の重要性」が広く社会に発信され、県内に浸透していくことが重要です。

鳥取県、日本労働組合総連合会鳥取県連合会、鳥取県経営者協会はこの認識を共有し、すべての事業場において労使双方の働き方に対する意識啓発、36協定の締結と適切な運用が行われるよう連携して取り組み、県内で働くすべての方々が、健康とワーク・ライフ・バランスを確保しながら健やかに働ける職場環境となるよう「働きやすい鳥取県」の実現を目指します。

2019年3月11日

鳥取県知事 平井 伸治

日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 本川 博孝

一般社団法人鳥取県経営者協会会長 宮崎 正彦